

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例（昭和44年一宮市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第4号中「10人」を「9人」に改める。

付 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。